

にゅうようじ    こ    おやかてい    か    ふ  
**●乳幼児・子ども・ひとり親家庭・寡婦**

いりょうひじょせいせいど  
**医療費助成制度**

いりょうきかん    やつきょく    しはら    ひょう    けんこうほけん    てきょう  
**医療機関や薬局に支払った費用のうち、健康保険の適用となる**

いりょうひ    いちぶじょせい  
**医療費について、一部助成しています。**

じょせい    う    じゅきゅうしかく    にんてい    う  
**この助成を受けるためには、受給資格の認定を受け、**

じゅきゅうしゃしょう    こうふ    う    ひつよう  
**受給者証の交付を受けることが必要です。**

しきゅうたいしょうしゃとう  
**◎支給対象者等**

じょせいたいしょう 助成対象		じょせいないよう 助成内容	
にゅうようじ 乳幼児	しょうがっこう 小学校 しゅうがくまえ 就学前 まで	しょうとくせいげん ・所得制限なし げんぶつきゅうふ ・現物給付(※1) しょうかんばら ・償還払い(※2)	どういついりょうきかん    げつがく 同一医療機関の月額より つき    かい    ばあい    じこふたながく 月1回の場合は自己負担額800 えん 円、
こ 子ども	しょうがくせい 小学生 から ちゅうがくせい 中学生 まで	しょうとくせいげん ・所得制限なし しょうかんばら ・償還払い	つき    かい    いじょう    ばあい    じこ 月2回以上の場合は自己 ふたながく    えん 負担額1,600円を さ    ひ    がく    しきゅう 差し引いた額を支給します。

<p>ひとり おやかてい 親家庭</p>	<p>さいみまん 20歳未満の こ かんご 子を看護し ている  ひとり親 かてい おや 家庭の親 および さいみまん 18歳未満の こ こうこう 子（高校 ざいがく ば 在学の場 あひ さい 合は20歳 みまん 未満）</p>	<p>しよとくせいげん ・所得制限あり  しょうかんばら ・償還払い</p>	<p>やつきよくぶん ただし、薬局分については じこふたんがく こうじよ 自己負担額を控除することな く、全額支給します。  けいさんれい 【計算例①】</p>
<p>か ふう 寡婦</p>	<p>さいいじょう 60歳以上  さい みまん 70歳未満  で、  ふようぎむしや 扶養義務者 せいけい と生計を どういつ 同一にし  ていない  か ふ かた 寡婦の方</p>		<p>にゆういん つういん じよせいないう 入院と通院で助成内容 ことが異なります。  にゆういん どういつ いりよう きかん 入院：同一医療機関の げつがく 月額より  にち じこふたんがく えん 1日につき自己負担額1,200円  を  さ ひ がく しきゆう 差し引いた額を支給します。  けいさんれい 【計算例②】</p>

		<p>つういん どういついりょうきかん げつがく  <b>通院：同一医療機関の月額</b></p> <p>より</p> <p>つき かい ばあい じこふたんがく  <b>月1回の場合自己負担額800</b></p> <p>えん  <b>円、</b></p> <p>つき かいじょう ばあい じこふたん  <b>月2回以上の場合自己負担</b></p> <p>がく えん  <b>額1,600円を</b></p> <p>さ ひ がく じょう  <b>差し引いた額に、1/2 を乗</b></p> <p>がく しきゅう  <b>じた額を支給します。</b></p> <p>やつきよくぶん  <b>ただし、薬局分については</b></p> <p>じこふたんがく こうじょ  <b>自己負担額を控除すること</b></p> <p>なく、</p> <p>じょう がく しきゅう  <b>1/2 を乗じた額を支給し</b></p> <p>ます。 <b>【計算例③】</b></p>
--	--	--

じよせいたいしょう けんこうほけんてきょう いりょうひおよ やくざいひ  
**助成対象は、健康保険適用となる医療費及び薬剤費です。**

がっこうさいがいきょうさいきゅうふせいど にほん しんこう きゅうふ  
**ただし、学校災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター給付）**

たいおう しんりょうぶん ふくしいりょう じゅうふくしんせい  
**対応の診療分は、福祉医療との重複申請ができませんので、ご**

りょうしょう こうがくりょうようひ かぞくりょうようふかきん きゅうふきん  
**了 承 ください。高額療養費や家族療養附加金などの給付金が**

ばあい きんがく のぞ ぶん たいしょう  
**ある場合は、その金額を除いた分が対象です。**

※ 1 <sup>いりょうきかんとう まどぐち ふくしいりょうひじゅきゆうしゃしょう ていじ</sup> 医療機関等の窓口で福祉医療費受給者証の提示により  
<sup>ふくしいりょうひ じこふたんがく しはら じゅしん けんない</sup> 福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。(県内  
<sup>いりょうきかん</sup> 医療機関のみ)

※ 2 <sup>いりょうきかんとう まどぐち けんこうほけん いちぶふたんきん しはらいご ちょう</sup> 医療機関等の窓口で健康保険の一部負担金を支払後、町へ  
<sup>いりょうきかんとう りょうしゅうしょ てんぷ じよせいしんせい のち</sup> 医療機関等の領収書を添付して助成申請した後、  
<sup>ふくしいりょうひ じこふたんがく さ ひ さがくぶん じよせい</sup> 福祉医療費の自己負担額を差し引いた差額分を助成します。

<sup>けいさんれい</sup>  
**【計算例①】**

<sup>れい かげつ びょういん にち えんしはら</sup>  
 (例1) 1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったときの  
<sup>ふくしいりょうひ はらいもど</sup> 福祉医療費(払戻し)は  
<sup>えん えん えん</sup>  
 2,000円 — 800円 = 1,200円

<sup>れい かげつ びょういん か いじょう えんしはら</sup>  
 (例2) 1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払ったとき  
<sup>ふくしいりょうひ はらいもど</sup> の福祉医療費(払戻し)は  
<sup>えん えん えん</sup>  
 2,000円 — 1,600円 = 400円

<sup>れい びょういん にちじゅしん いりょうひ えん やつきよく にちじゅしん</sup>  
 (例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1日受診)  
<sup>くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ はらいもど</sup> に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻し)は  
<sup>えん えん えん えん</sup>  
 2,000円 — 800円 + 600円 = 1,800円

$$\text{医療費} - \text{自己負担額(1日)} + \text{薬局分} = \text{払戻し額}$$

けいさんれい  
【計算例②】

れい            かげつ            びょういん            にちにゆういん            えんしはら  
(例1)    1ヶ月に1病院に1日入院し、2,000円支払ったときの  
ふくしいりょうひ    はらいもど  
福祉医療費（払戻し）は

$$(2,000\text{円} - 1,200\text{円}) = 800\text{円}$$

れい            かげつ            びょういん            かにゆういん            えんしはら  
(例2)    1ヶ月に1病院に10日入院し、20,000円支払ったとき  
ふくしいりょうひ    はらいもど  
の福祉医療費（払戻し）は

$$(20,000\text{円} - 12,000\text{円}) = 8,000\text{円}$$

けいさんれい  
【計算例③】

れい            かげつ            びょういん            にち            えんしはら  
(例1)    1ヶ月に1病院に1日かかり2,000円支払ったときの  
ふくしいりょうひ    はらいもど  
福祉医療費（払戻し）は

$$(2,000\text{円} - 800\text{円}) \times 1/2 = 600\text{円}$$

れい            かげつ            びょういん            かいじょう            えんしはら  
(例2)    1ヶ月に1病院に2日以上かかり2,000円支払ったとき  
ふくしいりょうひ    はらいもど  
の福祉医療費（払戻し）は

$$(2,000\text{円} - 1,600\text{円}) \times 1/2 = 200\text{円}$$

れい びょういん にちじゅしん いるりょうひ えん やっきょく にちじゅしん  
(例3) 1病院(1日受診)に医療費2,000円と薬局(1日受診)

くすりだい えん しはら ふくしいりょうひ はらいもど  
に薬代600円を支払ったときの福祉医療費(払戻し)は

えん えん えん えん  
(2,000円 — 800円 + 600円) × 1/2 = 900円

いるりょうひ じこふたんがく にち やっきょくぶん はらいもど がく  
(医療費—自己負担額(1日)+薬局分) × 1/2 = 払戻し額

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう にゅうようじ こ いるりょう  
◎受給資格認定申請時に必要なもの(乳幼児・子ども医療)

けんこうほけんしょう こさまぶん  
・健康保険証(お子様分)

つうちょう ほごしゃめいぎ  
・通帳(保護者名義のもの)

こじんばんごう つうち ほごしゃさまおよ こさまぶん  
・個人番号(マイナンバー)通知カード(保護者様及びお子様分)

へいせい ねん がついこう くに はっそう ばんごうきさい  
(平成27年12月以降で国から発送されている番号記載の  
もの)

ほんにんかくにんしよるい ほごしゃさまぶん  
・本人確認書類(保護者様分)

かおじゃしん めんきょしょう しょうがいしやてちょうとう しゆるい ひつよう  
顔写真つき: 免許証、障害者手帳等より1種類が必要

かおじゃしん ほけんしょう ねんきんてちょうとう しゆるい ひつよう  
顔写真なし: 保険証、年金手帳等より2種類が必要

いんかん  
・印鑑

てつづ しゃかいふくしがかり  
⇒手続きは社会福祉係へ

じゅきゅうしかくにんていしんせいじ ひつよう おやかてい かふ  
◎受給資格認定申請時に必要なもの(ひとり親家庭・寡婦)

- けんこうほけんしょう おやかてい せたいぜんいんぶん  
▪ **健康保険証（ひとり親家庭は世帯全員分）**
- つうちょう おやかてい ほごしゃめいぎ  
▪ **通帳（ひとり親家庭は保護者名義のもの）**
- こじんばんごう こじんばんごう  
▪ **個人番号（マイナンバー）カードまたは個人番号（マイナンバー）**
- つうち おやかてい せたいぜんいんぶん  
▪ **通知カード（ひとり親家庭は世帯全員分が必要です。）**
- へいせい ねん がついこう くに はっそう ばんごうきさい  
**（平成27年12月以降で国から発送された番号記載のもの）**
- ほんにんかくにんしよるい おやかてい ほごしゃさまぶん  
▪ **本人確認書類（ひとり親家庭は保護者様分）**
- かおじゃしん めんきょしょう しょうがいしゃてちょうとう しゆるい ひつよう  
**顔写真つき：免許証、障害者手帳等より1種類が必要**
- かおじゃしん ほけんしょう ねんきんてちょうとう しゆるい ひつよう  
**顔写真なし：保険証、年金手帳等より2種類が必要**
- じどうふようてあてしょうしょ じどうふようてあてじゅきゆうしゃ  
▪ **児童扶養手当証書（児童扶養手当受給者のみ）**
- いんかん  
▪ **印鑑**

⇒ てつづ しゃかいふくしがかり  
⇒ **手続きは社会福祉係へ**

## ◎医療費の助成申請時に必要なもの

- みとめいん  
▪ **認印**
- いりょうきかん りょうしゅうしょ  
▪ **医療機関の領収書**
- じゅきゆうしかくしゃしょう きいろ  
▪ **受給資格者証（黄色）**

⇒ てつづ しゃかいふくしがかり  
⇒ **手続きは社会福祉係へ**

1. 役場社会福祉係窓口に設置している「福祉医療費申請書」に

かげつ まいていしゅつ  
1か月ごとに1枚提出してください。

しんせいしょ じゅしんつき いりょうきかん りょうしゅうしょ ふんしつ ばあい  
2. 申請書には受診月ごと、医療機関ごとに領収書（紛失の場合  
いりょうきかん しょうめい てんぷ ひつようじこう きにゆうご おういん  
は医療機関による証明）を添付し、必要事項を記入後、押印の  
うえ やくばしゃかいふくしがかり ていしゅつ  
上、役場社会福祉係へ提出してください。

ふくしいりょうひしんせいしょ  
[福祉医療費申請書のダウンロード](#)

いりょうひじよせいきん しきゆうほうほう  
◎医療費助成金の支給方法

- こうざふりこみ さき しんせい おり とうろくこうざ ふりこみ  
1. 口座振込（先に申請していただいた折の登録口座への振込）  
しはらいび まいつき か ていしゅつ ぶん ていしゅつづき  
2. 支払日：毎月10日までに提出された分を、その提出月の28  
にち ふ こ  
日に振り込みます。

か にち どにちしゅくさいじつ ばあい ぜんじつ  
（10日、28日が土日祝祭日の場合は前日）

こうがくいりょうひがいと う りゆう じよせい おそ ばあい  
・高額医療費該当などの理由で助成が遅くなる場合もあります。

と あ  
【問い合わせ】

じゅうみんふくしかしゃかいふくしかかり  
住民福祉課社会福祉係

ちよくつう  
82-5411（直通）